



発行 新潟県

第 38 号

平成26年5月20日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

42 新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（道路管理課）

告 示

- 849 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 850 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定（高齢福祉保健課）
- 851 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 852 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 853 土地改良事業変更計画の適当決定の一部改正（農地計画課）
- 854 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 855 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 856 土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 857 道路の供用開始（道路管理課）
- 858 新潟県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正（出納局管理課）
- 859 政府調達に関する苦情の処理手続の一部改正（出納局管理課）
- 860 政府調達に関する苦情の処理手続細則の一部改正（出納局管理課）
- 861 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法についての一部改正（出納局管理課）

公 告

- 公募型プロポーザルの実施（高齢福祉保健課）
- 大規模小売店舗の新設（商業振興課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 公聴会の開催（都市政策課）

病院局公告

- 看護師学生（2年課程）の募集（病院局業務課）
- 看護師学生（3年課程）の募集（病院局業務課）

規 則

新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月20日

新潟県知事 泉田 裕彦



新潟県規則第42号

新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第13条関係）		別表（第13条関係）	
(1) 案内標識（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「省令」という。）第3条の2に規定する案内標識をいう。以下同じ。）		(1) 案内標識（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「省令」という。）第3条の2に規定する案内標識をいう。以下同じ。）	
(略)		(略)	
サービス・エリア、 <u>道の駅</u> の予告 (116の2-A)	サービス・エリア、 <u>道の駅</u> の予告 (116の2-B)	サービス・エリアの予告 (116-A)	サービス・エリアの予告 (116-B)
(略)		(略)	
サービス・エリア (116の3-A)	サービス・エリア (116の3-B)	サービス・エリア (116の2-A)	サービス・エリア (116の2-B)
(略)		(略)	
非常電話 (116の4)	待避所 (116の5)	非常電話 (116の2)	非常駐車帯 (116の4)
(略)		(略)	
(略)	道路の通称名 (119-A)	(略)	道路の通称名 (119-B)
			
(略)		(略)	
(2)・(3) (略)		(2)・(3) (略)	
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



◎新潟県告示第849号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成26年5月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問看護 介護予防訪問看護	ライフパートナー県 央ステーション	新潟県燕市灰方 374 番地 4	株式会社ライフパ ートナー	平成 26 年 5 月 1 日
通所介護 介護予防通所介護	デイサービスきたえ るーむ長岡柏	新潟県長岡市柏町 1 丁目 5 番 25 号エクセ レント柏 B 1 F	株式会社エクセレ ントホーム	平成 26 年 5 月 1 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護	短期入所施設大潟愛 宕の園 (ユニット型)	新潟県上越市大潟区 土底浜 978 番地 1	社会福祉法人上 越あたご福祉会	平成 26 年 5 月 1 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護	短期入所施設大潟愛 宕の園 (従来型)	新潟県上越市大潟区 土底浜 978 番地 1	社会福祉法人上 越あたご福祉会	平成 26 年 5 月 1 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護	ショートステイあい れふ妙高	新潟県妙高市大字除 戸 243 番地	社会福祉法人越 後上越福祉会	平成 26 年 5 月 1 日

◎新潟県告示第850号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成26年5月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

施設の名称	所在地	開設者	指定年月日
特別養護老人ホームあいれ ふ妙高	新潟県妙高市大字除戸 243 番地	社会福祉法人越後上越 福祉会	平成 26 年 5 月 1 日

◎新潟県告示第851号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成26年5月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月 日	廃止年月日
柏崎中央訪問 介護ステーション	新潟県柏崎市大字 軽井川字十三本塚 2791 番地 2	医療法人 (財団) 公 仁会	訪問介護 介護予防訪問介護	平成 26 年 4 月 2 日	平成 26 年 3 月 31 日

◎新潟県告示第852号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成26年5月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
柏崎中央居宅介護支援センター	新潟県柏崎市大字軽井川字十三本塚 2791番地 2	医療法人(財団)公仁会	平成26年4月2日	平成26年3月31日

◎新潟県告示第853号

土地改良事業変更計画の適当決定(平成26年4月新潟県告示第754号)の一部を次のように改正する。

平成26年5月20日

新潟県新潟地域振興局長

「平成26年5月30日まで」を「平成26年6月17日まで」に、
表中

「

縦覧の場所
新潟市西蒲区役所 燕市役所農林部農政課 西蒲原郡弥彦村役場 長岡市役所

」

を

「

縦覧の場所
新潟市南区役所 新潟市西区役所 新潟市西蒲区役所 燕市役所農林部農政課 西蒲原郡弥彦村役場 長岡市役所

」

に改める。

◎新潟県告示第854号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、村上市の荒川沿岸土地改良区の定款の変更を平成26年5月7日認可した。

平成26年5月20日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第855号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、平成26年5月21日から平成26年6月17日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月20日

新潟県三条地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
加茂市 加茂郷土地改良区	加茂郷土地改良区	維持管理事業	変更	土地改良事業変更計画書の写し 定款の写し	加茂市役所	第48条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(決

定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第856号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成26年5月20日

新潟県三条地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
三条市 三条土地改良区	井栗乙郷	農業用排水施設整備(基盤整備促進)事業	平成26年3月20日

◎新潟県告示第857号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村土地地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 113号
- 2 供用開始の区間
村上市南新保字抜田366番から同市南新保字蟹田435番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月20日

◎新潟県告示第858号

新潟県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年1月新潟県告示第210号)の一部を次のように改正する。

平成26年5月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条等」という。)に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 県の機関が行う調達であって、<u>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)</u>、<u>2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の対象となる調達に関する供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 県の機関が行う調達であって、政府調達に関する協定(以下「協定」という。)の対象となる調達に関する供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続(<u>平成7年12月27日付け知事決定</u>)に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、新潟県政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p>

<p>達機関への提案等を行うため、新潟県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（委員会の構成等）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。<u>ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</u></p> <p>第6条 （略）</p> <p>（議事録）</p> <p>第7条 <u>委員会においては、議事録を作成する。</u></p> <p>第8条 （略）</p> <p>第9条 （略）</p>	<p>（委員会の構成等）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>第6条 （略）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>第8条 （略）</p>
--	--

◎新潟県告示第859号

政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）の一部を次のように改正する。

平成26年5月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示並びに追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>政府調達に関する苦情の処理手続を次のとおり定め、平成11年5月26日から実施した。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 苦情の申立て</p> <p>(1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、<u>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協</u></p>	<p>政府調達に関する<u>協定（平成7年条約第23号）第20条の規定による政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）の全部を次のとおり改正し、平成11年5月26日から実施した。</u></p> <p>1 （略）</p> <p>2 苦情の申立て</p> <p>(1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、政府調達に関する協定（以下「協定」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。</p>

定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。

供給者が、協定等の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。

- (2) 供給者が協定等の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合にあつては、当該調達機関は当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。

3 期間

- (1) (略)
 (2) 本処理手続において、作業日とは、県の休日でない日をいう。
 (3)・(4) (略)

4 参加者

- (1)・(2) (略)
 (3) 苦情の申立てがあつた場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であつて当該苦情処理手続に参加を希望する者は、5(6)に定める公示後5日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならない。当該供給者であつて通知を行った者（以下「参加者」という。）は、本処理手続の適用を受ける。
 (4) (略)

5 苦情の検討の手続

- (1) 供給者は、調達手続のいずれの段階であつても、協定等のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、文書をもって委員会へ苦情を申し立てることができる。委員会は、苦情の申立てのあつた後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

(2) 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。

- (3) 委員会は、原則として、申立て後10作業日以内に苦情について検討し、次の各号に該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。

供給者が、協定の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。

- (2) 供給者が協定の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合にあつては、当該調達機関は当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。

3 期間

- (1) (略)
 (2) 本処理手続において、作業日とは、県の休日でない日をいう。
 (3)・(4) (略)

4 参加者

- (1)・(2) (略)
 (3) 苦情の申立てがあつた場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であつて当該苦情処理手続に参加を希望する者は、5(5)に定める公示後5日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならない。当該供給者であつて通知を行った者（以下「参加者」という。）は、本処理手続の適用を受ける。
 (4) (略)

5 苦情の検討の手続

- (1) 供給者は、調達手続のいずれの段階であつても、協定のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、文書をもって委員会へ苦情を申し立てることができる。委員会は、苦情の申立てのあつた後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

- (2) 委員会は、原則として、申立て後7作業日以内に苦情について検討し、次の各号に該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。

- ア (略)
- イ 協定等と無関係な場合
- ウ～オ (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、苦情申立人及び関係調達機関に対しその旨を直ちに文書で通知するとともに、委員会の定めるところにより公示を行う。

(7) 契約締結又は契約執行の停止

ア 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、申立て後12作業日以内に速やかに文書で行う。

イ・ウ (略)

エ 関係調達機関は、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。

オ エの場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。委員会は、当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。

カ オの通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

(8) 検討

ア (略)

イ 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。

ウ 委員会は、説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提示等をさせることができる。この場合にお

- ア (略)
- イ 協定と無関係な場合
- ウ～オ (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、当該苦情を申し立てた者(以下「苦情申立人」という。)及び関係調達機関に対しその旨を直ちに文書で通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行う。

(6) 契約締結又は契約執行の停止

ア 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、申立て後10日以内に速やかに文書で行う。

イ・ウ (略)

エ 関係調達機関は、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。ただし、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断し、かつ、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書で通知する場合はこの限りでない。

オ エただし書きの場合において、委員会は直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。

(7) 検討

ア (略)

イ 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、説明、主張、文書の提示等を拒むことができない。

ウ 委員会は、説明、主張、文書の提示等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提示等をさせることができる。この場合にお

いては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。

エ～シ (略)

ス 委員会は、その判断により、証人を出席させることができる。

セ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らが行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する営業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。

ソ・タ (略)

(9) (略)

(10) 関係調達機関の報告書

ア・イ (略)

ウ 委員会は、調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を除き、当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他当該者が提出した営業上の秘密情報を第三者に開示しない。

6 検討の結果及び提案

(1) 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内(公共事業に係る苦情申立てについては50日以内)に、検討の結果の報告書を文書で作成する。委員会は、当該報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達の手続きが協定等の規定に反して行われたものか否かを明らかにする。

(2) 委員会は、協定等に定める措置が実施されていないと認める場合には、以下の一又は二以上を含む適切な是正策を提案するため、報告書とともに提案書を文書で作成する。

ア 新たに調達手続を行う。

イ～オ (略)

(3) 委員会は、検討の結果及び提案を作成するに当たり、調達手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等の趣旨の障害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、当該調達の緊急性及び関係調達機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。

(4) 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委

いては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。

エ～シ (略)

ス 委員会は、苦情申立人、参加者若しくは関係調達機関の求めにより、又は委員会の判断により、証人を出席させることができる。

セ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らが行う意見又は報告の陳述を公開するよう求めることができる。

ソ・タ (略)

(8) (略)

(9) 関係調達機関の報告書

ア・イ (略)

ウ 委員会は、供給者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他供給者が提出した営業上の秘密情報を第三者に開示しない。

6 検討の結果及び提案

(1) 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内(公共事業に係る苦情申立てについては50日以内)に、検討の結果の報告書を文書で作成する。委員会は、当該報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達の手続きが協定の規定に反して行われたものか否かを明らかにする。

(2) 委員会は、協定に定める措置が実施されていないと認める場合には、以下のいずれかを含む適切な是正策を提案するため、報告書とともに提案書を文書で作成する。

ア 新たに調達手続きを行う。

イ～オ (略)

(3) 委員会は、検討の結果及び提案を作成するに当たり、調達手続きにおける瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定の趣旨の障害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、調達の緊急性及び調達機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。

員会は少数意見を報告書に付記することができ
る。

(5) (略)

(6) 関係調達機関は、原則として、関係調達機
関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情
に係る委員会の提案に従うものとする。関係調
達機関は、提案に従わないとの判断を行った場
合には、提案書を受領した後10日以内（公共事
業に係る苦情申立てについては60日以内）に理
由を付して委員会に報告しなければならない。

(7) (略)

(8) 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際
に当該苦情に係る調達に関して法律に違反する
不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当
な執行当局による措置を求めるため、当該執行
当局に通報する。

7 迅速処理

(1) (略)

(2) 委員会は、迅速処理の要請を受領した後直ち
に迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申
立人、関係調達機関及び参加者に対し、その決
定の結果及びその理由を通知する。

(3) 迅速処理が適用される場合の期限及び手続き
は、次のとおりとする。

ア 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適
用される旨の通知を受けた後6作業日以内に、
5(10)に定める報告書を委員会に提出する。
委員会は、当該報告書を受領した後直ちに、
苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送
付するとともに、当該写しを受領した後5日
以内に、委員会に意見又は当該文書に基づき
事実判断を希望する旨の要望を提出する機会
を与える。委員会は、当該意見又は要望を受
領した後直ちに、その写しを関係調達機関に
送付する。

イ (略)

8 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理
の状況を取りまとめ、その概要を定期的に公表
する。

9 調達に係る文書の保存

調達機関は、苦情の処理手続に役立てるため、
協定等の対象となる調達を行った場合には、当
該調達に係る契約の日から5年間、当該調達に
係る文書（電子的手段による当該調達の実施に
関する履歴を適切に確認するためのデータを含
む。）を保存しなければならない。

(4) (略)

(5) 関係調達機関は、原則として、当該関係調達
機関自身の決定として、正当に申し立てられた
苦情に係る委員会の提案に従うものとする。関
係調達機関は、提案に従わないとの判断を行っ
た場合には、提案書を受領した後10日以内（公
共事業に係る苦情申立てについては60日以内）
に理由を付して委員会に報告しなければならない。

(6) (略)

(7) 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際
に当該苦情に係る調達に関して法律に違反する
不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当
な執行当局による措置を求めるため、当該当局
に通報する。

7 迅速処理

(1) (略)

(2) 委員会は、迅速処理の要請を受領した後直ち
に迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申
立人、関係調達機関及び参加者に対しその旨を
通知する。

(3) 迅速処理が適用される場合の期限及び手続き
は、次のとおりとする。

ア 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適
用される旨の通知を受けた後6作業日以内に、
5(9)に定める報告書を委員会に提出する。
委員会は、当該報告書を受領した後直ちに、
苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送
付するとともに、当該写しを受領した後5日
以内に、委員会に意見又は当該文書に基づき
事実判断を希望する旨の要望を提出する機会
を与える。委員会は、当該意見又は要望を受
領した後直ちに、その写しを関係調達機関に
送付する。

イ (略)

8 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、政府調達の係る苦情の受付及び処理
の状況を取りまとめ、その概要を定期的に公表
する。

9 調達に係る文書の保存

調達機関は、苦情の処理手続に役立てるため、
協定の対象となる調達を行った場合には、当該
調達に係る契約の日から5年間、当該調達に係
る文書を保管しなければならない。

<p>10 適用</p> <p>(1) 協定等に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額によるものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>10 適用</p> <p>(1) 協定に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件（平成26年1月24日総務省告示第11号）によるものとする。</p> <p>(2) (略)</p>
---	---

◎新潟県告示第860号

政府調達に関する苦情の処理手続細則（平成11年6月新潟県告示第1222号）の一部を次のように改正する。
平成26年5月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>1 苦情の申立て</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 協議の終了 手続2(2)に基づく協議は、供給者、調達機関の<u>いずれからも、書面による通知をもって打ち切ることができる。</u></p> <p>(3) 協議の期間の取扱い 手続5(1)の規定による苦情申立期間の計算に当たっては、手続2(2)に基づく協議を経て、苦情が解決に至らなかった場合における当該協議に要した期間の日数は、苦情申立期間の進行が停止するものとして除いて計算する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 苦情の検討の手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>10</u>作業日の緩やかな解釈 手続5(3)に基づく苦情申立ての却下については、<u>10</u>日間では判断が困難なこともあり得るので、申立て後「<u>10</u>作業日」以内に却下することを原則とするが、個別事情に応じ、例外的措置として「申立て後<u>10</u>作業日」を経過した<u>場合も</u>却下することができる。</p> <p>(3) 誤った教示をした場合の救済 関係調達機関又は新潟県政府調達苦情検討委員会が誤って所定の期間よりも長い期間を苦情申立期間として教示した場合であって、その教示された期間内に苦情申立てがされたときは、当該苦情は、<u>所定の苦情申立期間に</u>申し立てら</p>	<p>1 苦情の申立て</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 協議の終了 手続2(2)に基づく協議は、供給者、調達機関の<u>いずれかも</u>打ち切ることができる。</p> <p>(3) 協議の期間の取扱い 手続5(2)の規定による苦情申立期間の計算に当たっては、手続2(2)に基づく協議を経て、苦情が解決に至らなかった場合における当該協議に要した期間の日数は、苦情申立期間の進行が停止するものとして除いて計算する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 苦情の検討の手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>7</u>作業日の緩やかな解釈 手続5(2)に基づく苦情申立ての却下については、<u>7</u>日間では判断が困難なこともあり得るので、申立て後「<u>7</u>作業日」以内に却下することを<u>基本原則</u>とするが、個別事情に応じ、例外的措置として「申立て後<u>7</u>作業日」を経過した<u>後に</u>却下することができる。</p> <p>(3) 誤った教示をした場合の救済 関係調達機関又は新潟県政府調達苦情検討委員会事務局が誤って所定の期間よりも長い期間を苦情申立期間として教示した場合であって、その教示された期間内に苦情申立てがされたときは、当該苦情は所定の苦情申立期間に申し立</p>

<p>れたものとみなす。</p> <p>(4) 苦情申立てを受理した場合の公示方法 手続5(6)の規定に基づく公示は、「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」(平成8年3月1日新潟県政府調達苦情検討委員会決定)により行う。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 代理人についての承認の申請の方式等 ア 弁護士である代理人の権限を証明する手続5(8)クの書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。 イ 弁護士以外の者を代理人とすることにつき手続5(8)カの承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。 ウ イの書面には、代理人の権限を証明する手続5(8)クの書面を添付しなければならない。</p> <p>(8) 補佐人についての承認の申請の方式 手続5(8)コの承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。</p> <p>(9) 利害関係を持つ者の定義 手続5(8)タの「当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者」とは、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者をいう。</p> <p>(10) 苦情申立ての取下げ ア 手続5(9)の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。 イ 委員会は、手続5(9)の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(11) 関係調達機関の報告書の当事者以外への非公開 委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、手続5(10)アの規定に基づく報告書の内容について当事者以外に公表しないように要請する。</p> <p>(12) 商業上の秘密情報の定義 手続5(10)ウの「商業上の秘密情報」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものをいう。</p> <p>5 検討の結果及び提案 手続6(1)及び6(2)の規定による報告書及び</p>	<p>てられたものとみなす。</p> <p>(4) 苦情申立てを受理した場合の公示方法 手続5(5)の規定に基づく公示は、「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」(平成8年3月1日新潟県政府調達苦情検討委員会委員長決定)により行う。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 代理人についての承認の申請の方式等 ア 弁護士である代理人の権限を証明する手続5(7)クの書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。 イ 弁護士以外の者を代理人とすることにつき手続5(7)カ of 承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。 ウ イの書面には、代理人の権限を証明する手続5(7)ク of 書面を添付しなければならない。</p> <p>(8) 補佐人についての承認の申請の方式 手続5(7)コ of 承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。</p> <p>(9) 利害関係を有する者の定義 手続5(7)タ of 「当該調達に関して実質的な利害関係を有する者」とは、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者をいう。</p> <p>(10) 苦情申立ての取下げ ア 手続5(8)の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。 イ 委員会は、手続5(8)の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(11) 関係調達機関の報告書の当事者以外への非公開 委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、手続5(9)アの規定に基づく報告書の内容について当事者以外に公表しないように要請する。</p> <p>(12) 商業上の秘密情報の定義 手続5(9)ウ of 「商業上の秘密情報」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものをいう。</p> <p>5 検討の結果及び提案 <u>(1) 報告書への少数意見の記載</u></p>
---	---

<p>提案書の公表方法については、委員会が別に定める。</p> <p>6 苦情の受付及び処理の状況の公表 手続8の規定に基づく公表は、「<u>政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法について</u>」(平成11年6月新潟県告示第1223号)により行う。</p>	<p><u>委員会は、手続6(1)に基づく報告書の作成に当たり、委員が少数意見の公表を求めた場合には、少数意見を報告書に付記することができる。</u></p> <p>(2) <u>検討結果及び提案の公表について</u> 手続6(1)及び6(2)の規定による報告書及び提案書の公表方法については、委員会が別に定める。</p> <p>6 苦情の受付及び処理の状況の公表 手続8の規定に基づく公表は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法についてにより行う。</p>
---	---

◎新潟県告示第861号

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法について(平成11年6月新潟県告示第1223号)の一部を次のように改正する。

平成26年5月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>1 公表方法</p> <p><u>(1) 県報</u> <u>(2) 県のホームページ</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 公表事項</p> <p>(1) <u>新潟県政府調達苦情検討委員会への申立てが行われた苦情は、本決定に従い公表する。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>1 公表方法</p> <p><u>(1) 新潟県庁構内公示板への掲示</u> <u>(2) 県報</u> <u>(3) 県のホームページ</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 公表事項</p> <p>(1) 委員会への申立てが行われた苦情は、本決定に従い公表する。</p> <p>(2) (略)</p>

公 告

敬老事業に係る記念品発注業者の選定における提案書の提出について(公告)

敬老事業の記念品の発注業者を公募型プロポーザル方式により選定することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成26年5月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 提案内容
 敬老事業における記念品
 詳細については、敬老事業に係る記念品のプロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に定めるところによる。
- 2 参加者に求める資格

本件に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 新潟県内に主たる営業所（本社又は本店等）を置く者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

3 実施要領の交付等

実施要領は、本公告の日から新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

4 質疑書の提出

本件について疑義が生じた場合は、次に定めるところにより、質疑書を提出する。

- (1) 提出期限 平成26年5月30日（金）午後5時15分
- (2) 提出場所 新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係
- (3) 提出方法 実施要領に定める方法による。

5 参加申込書及び提案書の提出

本件に参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加申込書及び提案書を提出する。

- (1) 提出期限 平成26年6月4日（水）午後5時15分（必着）
- (2) 提出場所 4の(2)
- (3) 提出方法 実施要領に定める方法による。

6 提案書の審査

- (1) 審査は、新潟県敬老事業記念品選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 実施要領に適合しない参加申込書及び提案書を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、あるいは虚偽の記載をし、参加申込書及び提案書を提出した者

7 審査結果の通知

選定委員会が提出された参加申込書及び提案書に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を決定する。
審査結果は全ての参加者に書面で通知する。

8 契約の締結

県は、最優秀提案者と本件発注業務について契約締結の交渉を行う。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

9 異議の申立て

提案者はプロポーザル実施後、実施要領等の内容の不知・不明を理由として、異議を申し立てることはできない。また、郵便事故等により申込書等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

10 その他

- (1) 参加申込書及び提案書の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 提案書の審査を行う際、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表

する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年5月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) マルイ堀之内店
所在地 魚沼市堀之内4071番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 株式会社マルイ
 - 法人代表者氏名 代表取締役 清水 辰雄
 - 住所 見附市今町三丁目11番68号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 株式会社マルイ
 - 法人代表者氏名 代表取締役 清水 辰雄
 - 住所 見附市今町三丁目11番68号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年1月10日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計1,488平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計89台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計72平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計29立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前7時から午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前6時30分から午後10時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 4箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時
- 7 届出年月日
平成26年5月9日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、魚沼市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間

- 平成26年5月20日から平成26年9月20日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長村越朋から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成26年5月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 要求事項
人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求
- 2 期 間
平成26年5月21日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所
日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場
- 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、柏崎市計画道路の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成26年5月20日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 公聴会の日時
平成26年6月19日（木）午後7時から
- 2 公聴会の開催場所
柏崎市中央町5番50号
柏崎市役所第二分館302会議室
- 3 事案の概要
別紙「柏崎市計画道路の変更（新潟県決定）」のとおり。
- 4 素案の縦覧
新潟県柏崎地域振興局地域整備部計画調整課及び柏崎市都市整備部都市政策課において、5月30日（金）まで縦覧に供する。
- 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者
柏崎市の住民
- 6 公述申出の方法
変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び柏崎市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。
- 7 公述申出期限
平成26年5月30日（金）（必着のこと。）
- 8 公述申出先及び問合せ先
 - (1) 柏崎市三和町5-55（〒945-8558）
新潟県柏崎地域振興局地域整備部計画調整課
電話 0257-21-6321
 - (2) 柏崎市中央町5番50号（〒945-8511）
柏崎市都市整備部都市政策課
電話 0257-21-2298
- 9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

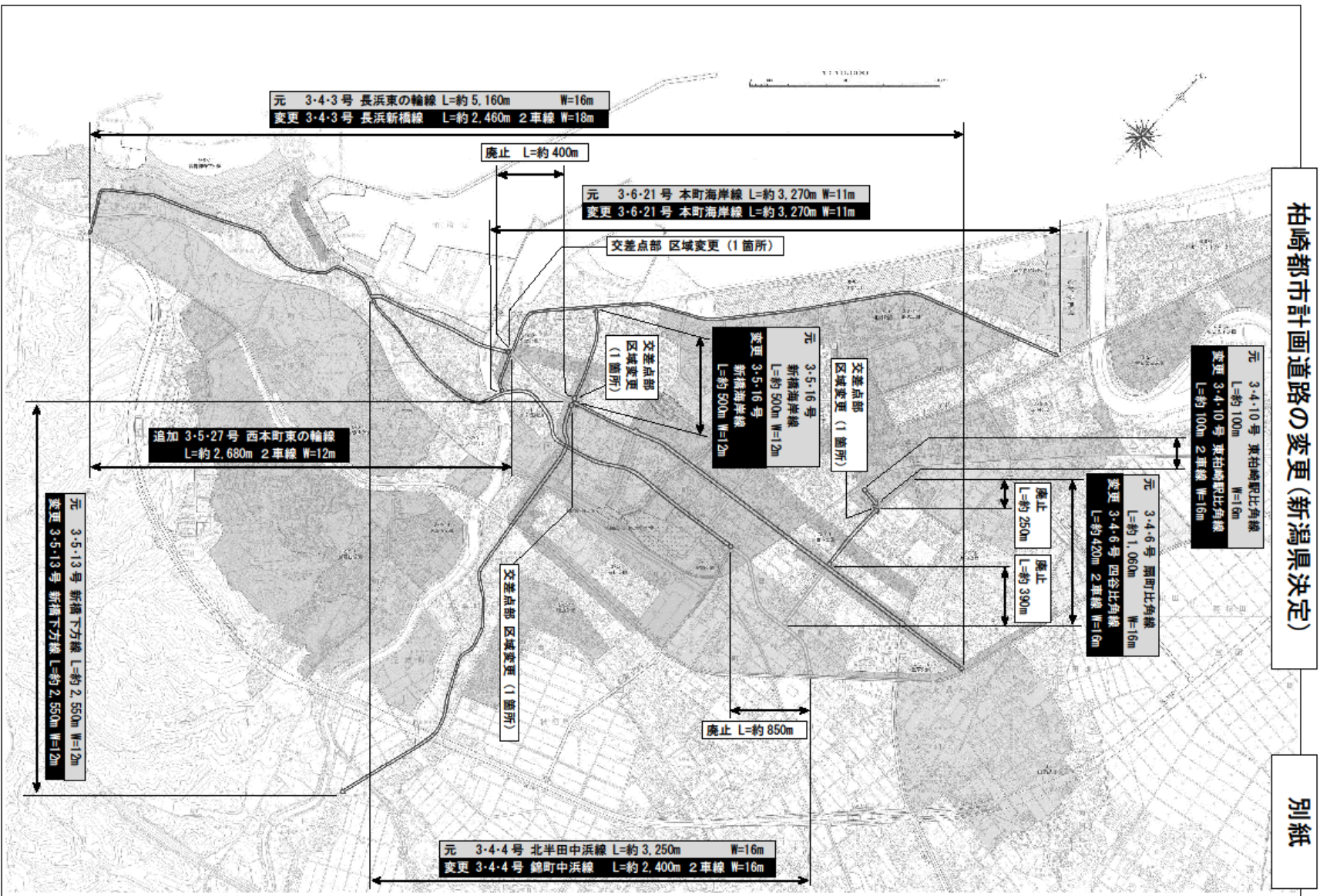
11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。



病院局公告

看護師学生（2年課程）の募集について（公告）

平成27年度の新潟県立吉田病院附属看護専門学校の看護師学生を次のとおり募集する。

平成26年5月20日

新潟県立吉田病院附属看護専門学校長 田宮 洋一

- 1 募集人員 50人
 - 2 修業年限 2年
 - 3 出願資格
 - (1) 准看護師免許を得た後、3年以上業務に従事している准看護師又は平成27年3月までに免許取得後3年以上業務に従事する見込みの准看護師
 - (2) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）卒業（学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められる人を含む。以下同じ。）若しくは平成27年3月高等学校卒業見込みの准看護師又は高等学校卒業若しくは平成27年3月高等学校卒業見込みで平成27年3月准看護師免許取得見込みの人
なお、学校教育法施行規則第150条第7号の認定を受けた上で受験しようとする人は、あらかじめ学校に問い合わせること
 - 4 出願受付期間
平成26年12月15日（月）から平成26年12月24日（水）まで
（郵送の場合は12月24日（水）の消印まで有効）
 - 5 出願書類等
 - (1) 入学願書（所定の用紙）
 - (2) 受験票（所定の用紙）
 - (3) 履歴書（所定の用紙）
 - (4) 写真（願書提出前6か月以内に写した正面上半身 脱帽で、指定する大きさのもの）
 - (5) 資格証明書
 - ア 准看護師免許証の写し（最寄りの保健所で原本と相違ない旨の証明を受けたもの）
なお、入学願書の提出時に准看護師免許を取得していない人は、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提出する。
 - イ 高等学校を卒業していない准看護師の場合、准看護師として3年以上業務に従事した就業証明書又は就業見込み証明書
 - ウ 高等学校を卒業又は卒業見込みの准看護師の場合、高等学校卒業証明書又は卒業見込み証明書
 - (6) 調査書
准看護師養成所の調査書（成績証明書を含む。）又は高等学校衛生看護科の調査書
 - (7) 入学考査料 9,600円（現金又は為替）
 - (8) 返信用封筒
- 6 願書提出先
郵便番号 959-0242
新潟県燕市吉田大保町32番60号
新潟県立吉田病院附属看護専門学校
- 7 入学試験
 - (1) 試験期日 平成27年1月21日（水）
 - (2) 試験内容
国語：国語総合（古文・漢文を除く。）
英語：英語 I
数学：数学 I・A（数学Aは場合の数と確率）
看護全般（准看護師試験の科目範囲とする）
 - (3) 試験会場 新潟県立吉田病院附属看護専門学校
- 8 合格発表
平成27年1月26日（月） 午前9時

学校正面玄関に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験生全員に合否の通知をする。(発表当日発送)
簡易開示：平成27年1月26日(月)から2月24日(火)

- 9 入学時期
平成27年4月上旬
- 10 出願・受験等についての問い合わせ先
新潟県立吉田病院附属看護専門学校(電話 0256-93-3485)

看護師学生(3年課程)の募集について(公告)

平成27年度の新潟県立新発田病院附属看護専門学校の看護師学生を次のとおり募集する。

平成26年5月20日

新潟県立新発田病院附属看護専門学校長 堂前 洋一郎

- 1 募集人員 40人(推薦10人程度含む。)
- 2 修業年限 3年
- 3 出願資格
 - (1) 推薦(公募)入学選考
次のいずれにも該当する人
ア 平成27年3月に高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を卒業見込みの人
イ 評定平均3.8以上であること
ウ 卒業後、新潟県内の施設に就職する意思がある人
 - (2) 一般入学選考
次のいずれかに該当する人
ア 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を卒業した人又は平成27年3月卒業見込みの人
イ 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められる人
なお、学校教育法施行規則第150条第7号の認定を受けた上で受験しようとする人は、あらかじめ学校に問い合わせること
- 4 出願受付期間
 - (1) 推薦(公募)入学選考
平成26年10月6日(月)から平成26年10月10日(金)まで
(郵送の場合は10月10日(金)の消印まで有効)
 - (2) 一般入学選考
平成26年12月15日(月)から平成26年12月19日(金)まで
(郵送の場合は12月19日(金)の消印まで有効)
- 5 出願書類等
 - (1) 入学願書(所定の用紙)
 - (2) 受験票(所定の用紙)
 - (3) 履歴書(所定の用紙)
 - (4) 写真(願書提出前6か月以内に写した正面上半身 脱帽で、指定する大きさのもの)
 - (5) 高等学校卒業証明書又は卒業見込み証明書
 - (6) 高等学校の調査書(推薦入学選考のみ)
 - (7) 学校長の推薦書(推薦入学選考のみ)
 - (8) 入学考査料 9,600円(現金又は為替)
 - (9) 返信用封筒
- 6 願書提出先
郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院附属看護専門学校
- 7 入学試験
 - (1) 推薦(公募)入学選考
ア 試験期日 平成26年11月7日(金)
イ 試験内容 小論文・面接
ウ 試験会場 新潟県立新発田病院附属看護専門学校

(2) 一般入学選考

- ア 試験期日 一次試験 平成27年1月13日(火)
二次試験 平成27年1月15日(木)
- イ 試験内容 一次試験 学科試験
国語：国語表現Ⅰ・国語総合(古文・漢文を除く。)
英語：英語Ⅰ・Ⅱ
数学：数学Ⅰ・A(数学Aは場合の数と確率)
- 二次試験 面接(一次試験合格者のみ)
- ウ 試験会場 新潟県立新発田病院附属看護専門学校

8 合格発表

(1) 推薦(公募)入学選考

平成26年11月21日(金) 午前9時

学校正面玄関に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験生全員と学校長に合否の通知をする。

簡易開示：平成26年11月21日(金)から12月19日(金)

(2) 一般入学選考

一次試験 平成27年1月14日(水) 午後2時

二次試験 平成27年1月19日(月) 午前9時

学校正面玄関に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験生全員に合否の通知をする。(発表当日発送)

簡易開示：平成27年1月19日(月)から2月18日(水)

9 入学時期

平成27年4月上旬

10 出願・受験等についての問い合わせ先

新潟県立新発田病院附属看護専門学校(電話 0254-22-2214)